

議案第3号

教育長専決規程の一部を改正する訓令について

教育長専決規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

平成19年3月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会訓令第 号

教育長専決規程の一部を改正する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会規訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「教育次長」を「教育管理統括監、教育指導統括監」に、「課長補佐」を「班長」に改め、同号ウ中「課長補佐」を「班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要の説明

総務課

### 1 件名

教育長専決規程の一部を改正する訓令

### 2 改正の経緯及び必要性

平成 19 年度より教育庁に組織のフラット化及び班制を導入することに伴い、新たな職を設けるため、関係条項の改正を行う必要がある。

### 3 改正案の概要

(1) 教育次長を教育管理統括監及び教育指導統括監に、課長補佐を班長に改める(第 2 条)

(2) 訓令の施行は、平成 19 年 4 月 1 日とする。

### 4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

### 5 添付資料

(1) 新旧対照表

新旧対照表

○教育長専決規程

新	旧
<p>(専決事項)            第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。            (1) 次に掲げる職以外の職員の内免に関する事。            ア 沖縄県教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長、所長及び班長(教育事務所の課長を含む。)並びにこれらの職に相当する職            イ 学校以外の教育機関の長、副所長(副館長を含む。)及び課長            ウ 県立学校の校長、教頭及び事務長(沖縄県教育庁の班長相当以上に限る。)            エ 市町村立学校の校長</p>	<p>(専決事項)            第2条 教育長の専決事項は、次のとおりとする。            (1) 次に掲げる職以外の職員の内免に関する事。            ア 沖縄県教育庁の教育次長、課長、所長及び課長補佐(教育事務所の課長を含む。)並びにこれらの職に相当する職            イ 学校以外の教育機関の長、副所長(副館長を含む。)及び課長            ウ 県立学校の校長、教頭及び事務長(沖縄県教育庁の課長補佐相当以上に限る。)            エ 市町村立学校の校長</p>